

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>集成材についての検査方法</b></p> <p><b>1 適用範囲</b> この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う集成材についての検査方法を規定する。</p> <p><b>2 引用規格</b> 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。<u>これらの引用規格は、その最新版を適用する。</u> <b>JAS 1152-1</b> 集成材－第 1 部：一般要求事項 <b>JAS 1152-2</b> 集成材－第 2 部：試験方法 <u>集成材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 813 号）</u></p> <p><b>3 用語及び定義</b> この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、<b>JAS 1152-1</b>による。 <b>3.1・3.2</b> （略） <b>3.3</b> <u>理化学検査</u> <u>浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、表面割れに対する抵抗性試験、化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験、曲げ A 試験、曲げ B 試験、曲げ C 試験、引張り試験、ホルムアルデヒド放散量試験、寸法の測定試験、浸潤度試験又は吸収量試験に係る検査</u> <b>3.4</b> <u>外面検査</u> <u>3.3以外の検査</u></p> <p><b>4 検査の種類</b> 検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。 <b>a) 最終製品における検査</b> 1) 検査を分けて理化学検査及び外面検査とする。  2)・3) （略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>集成材についての検査方法</b></p> <p><b>1 適用範囲</b> この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び<b>同法</b>第 30 条第 1 項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う集成材についての検査方法を規定する。</p> <p><b>2 引用規格</b> 次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。<u>この引用規格は、その最新版を適用する。</u> <b>JAS 1152-1</b> 集成材－第 1 部：一般要求事項 <b>JAS 1152-2</b> 集成材－第 2 部：試験方法</p> <p><b>3 用語及び定義</b> この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次による。 <b>3.1・3.2</b> （略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p><b>4 検査の種類</b> 検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。 <b>a) 最終製品における検査</b> 1) 検査を分けて理化学検査（<u>浸せき剥離試験、煮沸剥離試験、減圧加圧剥離試験、ブロックせん断試験、含水率試験、表面割れに対する抵抗性試験、化粧ばり構造用集成柱の曲げ試験、曲げ A 試験、曲げ B 試験、曲げ C 試験、引張り試験、ホルムアルデヒド放散量試験、寸法の測定試験、浸潤度試験又は吸収量試験に係る検査をいう。以下同じ。</u>）及び外面検査（<u>検査であつて理化学検査以外のものをいう。以下同じ。</u>）とする。  2)・3) （略）</p>

4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る判定の基準は、箇条 5による。

b) 製造工程における検査

製造工程における検査は、箇条 6による。

5 最終製品における検査

5.1 第1種検査方法

5.1.1 (略)

5.1.2 検査に係る格付の基準

5.1.2.1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

a) (略)

b) 外面検査 JAS 1152-2の箇条 4によって外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 4の左欄に掲げる試料の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、その検査荷口の集成材を合格とし、その等級に格付する。

表 4—造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の外面検査の合格とする数

単位 本

試料集成材の数	合格とする数
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
200	<u>179</u>

5.1.2.2 (略)

5.2～5.4 (略)

6 (略)

4) 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る判定の基準は、箇条 5に定めるところによる。

b) 製造工程における検査

製造工程における検査は、箇条 6に定めるところによる。

5 最終製品における検査

5.1 第1種検査方法

5.1.1 (略)

5.1.2 検査に係る格付の基準

5.1.2.1 造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱

a) (略)

b) 外面検査

5.1.1.1 b)の規定によって抽出した各試料集成材について JAS 1152-2に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものを合格品とし、その合格品の数が、表 4の左欄に掲げる試料集成材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、その検査荷口の集成材をその等級に合格とする。

表 4—造作用集成材、化粧ばり造作用集成材及び化粧ばり構造用集成柱の外面検査の合格とする数

単位 本

試料集成材の数	合格とする数
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
200	<u>178</u>

5.1.2.2 (略)

5.2～5.4 (略)

6 (略)